

# 第162回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2026年6月25日（木曜日）午前10時

**開催場所** 東京都港区芝浦四丁目4番44号  
横河ビル 7階 大会議室

本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様には、一律に本招集通知をお送りしております。

- 議案**
- 第1号議案 剰余金の配当の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

## 目次

第162回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	19
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告	49

株主各位

証券コード 5911

2026年6月3日

東京都港区芝浦四丁目4番44号

株式会社 横河ブリッジホールディングス

代表取締役社長 中村 譲

## 第162回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ybhd.co.jp/ir/convocation-notice.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、銘柄名（横河ブリッジホールディングス）またはコード（5911）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

## 記

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区芝浦四丁目4番44号 横河ビル 7階 大会議室
3 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第162期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第162期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の配当の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件</li> <li>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</li> </ol>
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ①事業報告の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と体制」
  - ②事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の決議の内容および運用状況の概要」
  - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ④計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日(木曜日)  
午前10時



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時30分到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書のご記入方法

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書

株主番号 議決権行使回数

株式会社 横河ブリッジホールディングス 留中

○年○月○日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	下の候補者を除く	第4号議案	下の候補者を除く
賛否表示欄	賛	賛	賛		賛	
	否	否	否		否	

お願い

- 
- 

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

QR

株式会社 横河ブリッジホールディングス

第1号議案	第2号議案	第3号議案	下の候補者を除く	第4号議案	下の候補者を除く
賛	賛	賛		賛	
否	否	否		否	

第1、2号議案について

賛成の場合 → **賛** に○印

反対の場合 → **否** に○印

第3、4号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に → **賛** に○印をし、反対する候補者  
反対の場合 番号を隣の空欄に記入

※議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

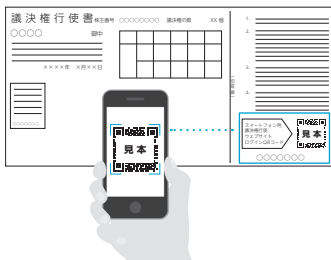
※書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、先後を問わず、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

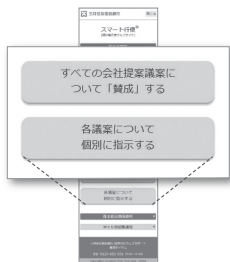
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

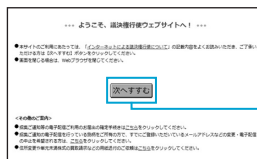
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、右の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

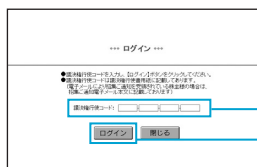
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

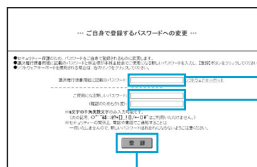
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益配分を最重要施策の一つとして認識し、業績ならびに今後の事業展開に伴う資金需要などを総合的に勘案のうえ、累進配当を継続し、増配基調の維持を目指すとともに、業績変動の影響を抑えるため、D O E（自己資本配当率）3.5%以上を配当の基本方針としております。

これらの方針を踏まえ、期末配当につきましては、1株当たり60円とさせていただきます。これにより中間配当金（1株につき60円）と合わせた年間配当金は、前期実績に対し10円増配の1株当たり120円となります。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 <b>60円</b> といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、 <b>2,385,491,520円</b> となります。
③ 剰余金の配当が効力を生ずる日	2026年6月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

### 1. 提案の理由

- (1) 2026年3月30日をもって株式会社ビーアールホールディングスを連結子会社としたことに伴い、同社グループが営んでいる事業内容に合わせ、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 当社の経営体制に合わせて株主総会および取締役会の機動的な運営を図るため、現行定款第12条（招集）、第14条（議長）、第24条（招集）および第25条（議長）所定の株主総会および取締役会の招集権者および議長の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(1) ~ (15) (条文省略)	(1) ~ (15) (現行どおり)
(16) 土木・建築用土砂類、石材、園芸用土および庭石等の販売ならびに輸出入	(16) 土木・建築用土砂類、石材、園芸用土および庭石等の <u>採取、生産、販売</u> ならびに輸出入
(新 設)	(17) <u>鉱業権の取得および売買</u> ならびに <u>鉱物の採掘、販売</u>
(17) ~ (22) (条文省略)	(18) ~ (23) (現行どおり)
(23) <u>不動産の売買、賃貸および仲介</u> ならびに <u>管理、運営</u>	(24) <u>土地の造成</u> ならびに <u>不動産の売買、賃貸、仲介、管理および運営</u>
(24) ~ (28) (条文省略)	(25) ~ (29) (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第3条～第11条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第15条～第23条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第3条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役会長</u>または<u>取締役社長</u>が招集する。ただし、<u>取締役会長</u>および<u>取締役社長</u>に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、<u>取締役会長</u>または<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2. <u>取締役会長</u>および<u>取締役社長</u>に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第15条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>または<u>取締役社長</u>が招集する。ただし、<u>取締役会長</u>および<u>取締役社長</u>に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(議長) 第25条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに当たる。ただし、取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第26条～第44条 (条文省略)</p>	<p>(議長) 第25条 取締役会の議長は、<u>取締役会長</u>または<u>取締役社長</u>がこれに当たる。ただし、<u>取締役会長</u>および<u>取締役社長</u>に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第26条～第44条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	属性
1	たかた かずひこ 高田 和彦	取締役会長（代表取締役）	再任
2	なかむら ゆずる 中村 譲	取締役社長執行役員（代表取締役） 安全・品質管理全般、橋梁事業・精密機器製造事業担当	再任
3	ゆかわ まさゆき 湯川 雅之	取締役常務執行役員 経営企画室・土木関連事業担当	再任
4	なかおか やすつぐ 中岡 康次	執行役員 財務IR室長、経理部担当	新任
5	くろもと かずのり 黒本 和憲	社外取締役	再任 社外 独立
6	じんの ひでま 神野 秀磨	社外取締役	再任 社外 独立
7	いしづか ゆき 石塚 由紀	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1



たかた かずひこ

高田 和彦

再任

生年月日

1959年6月11日

所有する当社の株式数

30,211株

取締役会出席回数

(15回/15回)

候補者番号

2



なかむら ゆずる

中村 譲

再任

生年月日

1961年5月14日

所有する当社の株式数

10,500株

取締役会出席回数

(15回/15回)

### 略歴、地位および担当

1985年4月 当社入社  
 2011年6月 当社取締役総合技術研究所担当  
 株式会社横河ブリッジ取締役設計センター長兼技術本部長、安全品質管理室担当  
 2015年10月 当社取締役技術本部長兼安全品質管理室長兼設計本部長  
 2016年6月 当社常務取締役業務本部長兼総務第一部長兼技術本部長兼安全品質管理室長  
 2017年10月 当社常務取締役業務本部長兼技術本部長  
 2018年6月 当社代表取締役社長  
 2020年6月 当社代表取締役社長  
 株式会社横河ブリッジ代表取締役社長執行役員  
 2022年6月 当社取締役  
 2026年4月 当社代表取締役会長（現任）  
 現在に至る

### 重要な兼職の状況

なし

### 取締役候補者とした理由

高田和彦氏は、当社代表取締役として、長年に亘り橋梁事業の経営に携わり、技術に関する豊富な経験・実績と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの更なる企業価値向上に貢献していただきたく、引き続き取締役の候補者いたしました。

### 略歴、地位および担当

1984年4月 横河工事株式会社（現 株式会社横河ブリッジ）入社  
 2007年10月 同社橋梁本部営業二部長  
 2012年6月 同社取締役東京建設本部副本部長兼土木工事部長  
 2012年10月 同社取締役東京支店設計部・計画積算部・工事部担当  
 2019年6月 同社常務取締役東京工事本部長  
 2020年6月 同社取締役常務執行役員東京工事本部長  
 2022年4月 当社執行役員調達室担当、安全・品質管理全般  
 株式会社横河ブリッジ取締役副社長執行役員東京工事本部長兼海外事業部長  
 2023年6月 当社取締役執行役員調達室担当、安全・品質管理全般  
 2024年4月 株式会社横河ブリッジ取締役社長執行役員  
 2024年6月 同社代表取締役社長執行役員（現任）  
 2025年6月 当社代表取締役専務執行役員、安全・品質管理全般  
 2026年4月 当社代表取締役社長執行役員、安全・品質管理全般、橋梁事業・精密機器製造事業担当（現任）  
 現在に至る

### 重要な兼職の状況

株式会社横河ブリッジ代表取締役社長執行役員

### 取締役候補者とした理由

中村譲氏は、当社代表取締役およびグループ会社代表取締役社長執行役員として、橋梁事業において経営に携わり、豊富な経験・実績と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの更なる企業価値向上に貢献していただきたく、引き続き取締役の候補者いたしました。

候補者番号

3



ゆかわ まさゆき

湯川 雅之

再任

生年月日

1964年4月25日

所有する当社の株式数

3,785株

取締役会出席回数

(12回/12回)

候補者番号

4



なかおか やすつぐ

中岡 康次

新任

生年月日

1965年9月2日

所有する当社の株式数

811株

取締役会出席回数

(-回/-回)

#### 略歴、地位および担当

1989年 4月 住友金属工業株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社  
2009年 7月 株式会社住金ブリッジ（現 株式会社横河NSエンジニアリング）技術部長  
2018年 6月 同社取締役東京営業部・大阪営業部・鉄構エンジニアリング技術部・セグメント技術部担当  
2020年 6月 同社執行役員監査室長、総務部・設計部・鉄構エンジニアリング技術部・セグメント技術部担当  
2022年 6月 同社取締役常務執行役員監査室・総務部・企画管理部・地下空間技術部担当  
2023年 4月 当社執行役員企画室長  
2024年10月 当社執行役員企画室担当  
株式会社横河NSエンジニアリング取締役常務執行役員監査室担当  
2025年 4月 同社代表取締役社長執行役員（現任）  
2025年 6月 当社取締役執行役員企画室担当  
2026年 4月 当社取締役常務執行役員経営企画室・土木関連事業担当（現任）  
現在に至る

#### 重要な兼職の状況

株式会社横河NSエンジニアリング代表取締役社長執行役員

#### 取締役候補者とした理由

湯川雅之氏は、グループ会社代表取締役社長執行役員として、橋梁事業およびエンジニアリング事業において経営に携わり、豊富な経験・実績と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの更なる企業価値向上に貢献していただきたく、引き続き取締役の候補者いたしました。

#### 略歴、地位および担当

1989年 4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行）入行  
2000年 9月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行  
2009年10月 株式会社みずほフィナンシャルグループ主計部次長  
2012年 7月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）管理部次長  
2013年10月 株式会社みずほフィナンシャルグループ管理部次長  
2017年 4月 同社ファシリティマネジメント部次長  
2020年 4月 当社財務IR室長  
2025年 4月 当社執行役員財務IR室長  
2026年 4月 当社執行役員財務IR室長、経理部担当（現任）  
現在に至る

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 取締役候補者とした理由

中岡康次氏は、金融機関および当社において、長年に亘り財務・経理部門等の業務執行に携わり、豊富な経験・実績と幅広い知見を有していることから、当社グループの更なる企業価値向上に貢献していただきたく、取締役の候補者いたしました。

候補者番号 **5**



くろもと かずのり  
**黒本 和憲**

**再任** **社外** **独立**

生年月日  
1955年5月23日  
所有する当社の株式数  
2,900株  
取締役会出席回数  
(15回/15回)

**略歴、地位および担当**

1980年4月 株式会社小松製作所入社  
2008年4月 同社執行役員建機マーケティング本部AHS事業本部長  
2009年4月 同社執行役員建機マーケティング本部IT施工事業本部長  
2012年4月 同社常務執行役員ICT事業本部長  
2013年4月 同社常務執行役員マイニング事業本部長兼ICT事業本部長  
2013年6月 同社取締役兼常務執行役員マイニング事業本部長兼ICT事業本部長  
2016年4月 同社取締役兼専務執行役員  
2018年6月 同社顧問（現任）  
2020年4月 国立大学法人金沢大学理事（非常勤）  
2020年6月 当社社外取締役（現任）  
現在に至る

**重要な兼職の状況**

株式会社小松製作所顧問  
スタンレー電気株式会社顧問

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

黒本和憲氏は、株式会社小松製作所の役員等を歴任され、これまで培ってきた豊富なビジネス経験および技術に関する幅広い見識を活かして当社取締役会の意思決定および取締役の職務の執行に対して監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役の候補者となりました。

**略歴、地位および担当**

1985年4月 住友海上火災保険株式会社（現 三井住友海上火災保険株式会社）入社  
2015年4月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社執行役員  
リスク管理部長  
2019年4月 同社執行役員  
2019年6月 同社常勤監査役  
2023年6月 当社社外取締役（現任）  
現在に至る

**重要な兼職の状況**

なし

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

神野秀磨氏は、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の執行役員等を歴任され、これまで培ってきた豊富なビジネス経験および幅広い見識を活かして当社取締役会の意思決定および取締役の職務の執行に対して監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役の候補者となりました。

候補者番号 **6**



じんの ひでま  
**神野 秀磨**

**再任** **社外** **独立**

生年月日  
1960年8月1日  
所有する当社の株式数  
1,700株  
取締役会出席回数  
(15回/15回)

候補者番号

7



いしづか ゆき

石塚 由紀

新任 社外 独立

生年月日

1962年6月11日

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席回数

(一回/一回)

#### 略歴、地位および担当

1985年 4月 株式会社伊勢丹入社  
2015年 4月 株式会社三越伊勢丹執行役員  
2017年 4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス執行役員  
株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ代表取締役社長  
2021年 4月 株式会社仙台三越代表取締役社長  
2022年 6月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役（現任）（2026年6月退任予定）  
現在に至る

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

石塚由紀氏は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの役員等を歴任され、これまで培ってきた豊富なビジネス経験および幅広い見識を活かして当社取締役会の意思決定および取締役の職務の執行に対して監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役の候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 黒本和憲氏、神野秀磨氏および石塚由紀氏は社外取締役候補者であります。
3. 黒本和憲氏および神野秀磨氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって、黒本和憲氏が6年、神野秀磨氏が3年となります。
4. 当社は、黒本和憲氏および神野秀磨氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、石塚由紀氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、特約部分と合わせて、当社取締役を含む被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
6. 当社は、黒本和憲氏および神野秀磨氏を、現在、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、石塚由紀氏につきましても、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
7. 湯川雅之氏の取締役会出席回数は、2025年6月26日の就任以降の取締役会を対象としております。

## 第4号議案

## 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役廣川亮吾氏、尾崎聖治氏および渋村晴子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	属性
1	あら い 新井 隆	監査室長	新任
2	お さ き 尾崎 聖治	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	し ぶ む ら 渋村 晴子	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1



あらい たかし  
**新井 隆**

**新任**

生年月日

1961年9月29日

所有する当社株式の数

5,836株

取締役会出席回数

(一回/一回)

監査等委員会出席回数

(一回/一回)

#### 略歴、地位および担当

1984年4月 当社入社  
2008年4月 株式会社横河技術情報（現 株式会社横河ブリッジ技術情報）総務部長  
2017年6月 同社監査役  
2020年7月 当社情報企画室長  
株式会社横河技術情報執行役員情報システム部長  
2022年10月 当社監査室長（現任）（2026年6月退任予定）  
株式会社横河技術情報執行役員情報セキュリティ全般  
現在に至る

#### 重要な兼職の状況

なし

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由

新井隆氏は、当社グループでシステム部門や監査部門の要職を歴任した経験から、当社グループの事業全般に関する幅広い知見を有しており、これらを当社の監査体制の強化に活かしていただきたく、監査等委員である取締役の候補者といたしました。

候補者番号 **2**



おさき しょうじ  
**尾崎 聖治**

**再任** **社外** **独立**

生年月日  
1955年8月17日  
所有する当社株式の数  
1,800株  
取締役会出席回数  
(15回/15回)  
監査等委員会出席回数  
(14回/14回)

**略歴、地位および担当**

1979年 4月 サッポロビール株式会社入社  
2005年 3月 同社ワイン洋酒事業部長兼サッポロワイン株式会社取締役  
2006年 3月 兼 株式会社恵比寿ワインマート代表取締役社長  
2010年 3月 同社執行役員東海北陸本部長  
2012年 3月 サッポロ飲料株式会社常勤監査役兼サッポロビール株式会社監査役  
兼サッポログループマネジメント株式会社監査役  
兼サッポロインターナショナル株式会社監査役  
2013年 3月 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社常勤監査役  
2015年 3月 サッポロホールディングス株式会社常勤監査役  
2019年 3月 応用地質株式会社社外取締役（現任）  
2020年 6月 ハルナビバレッジ株式会社（現 ハルナグループホールディングス株式会社）社外監査役（現任）  
2023年 6月 当社社外監査役  
2024年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）  
現在に至る

**重要な兼職の状況**

応用地質株式会社社外取締役  
ハルナグループホールディングス株式会社社外監査役

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

尾崎聖治氏は、サッポロビール株式会社の役員等を歴任されたほか、他企業において社外役員を務めるなど、経営全般に関する幅広い知見を有しており、これらを当社の監査体制の強化に活かしていただきたく、引き続き監査等委員である社外取締役の候補者となりました。

**略歴、地位および担当**

1994年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）  
本間・小松法律事務所（現 本間合同法律事務所）入所  
1999年 4月 同所パートナー弁護士（現職）  
2015年 6月 ニチレキ株式会社（現 ニチレキグループ株式会社）社外監査役  
2018年 6月 株式会社タムラ製作所社外取締役  
2019年 6月 ニチレキ株式会社社外取締役（現任）  
アステラス製薬株式会社社外取締役（監査等委員）  
2023年 6月 株式会社タムラ製作所社外取締役（監査等委員）（現任）  
2024年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）  
2026年 3月 株式会社ブロードバンドタワー社外取締役（現任）  
現在に至る

**重要な兼職の状況**

本間合同法律事務所パートナー弁護士  
ニチレキグループ株式会社社外取締役  
株式会社タムラ製作所社外取締役（監査等委員）  
株式会社ブロードバンドタワー社外取締役

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

沢村晴子氏は、過去に社外役員になる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、また、他企業において社外役員を務めるなど、経営全般に関する幅広い知見を有しており、これらを当社の監査体制の強化に活かしていただきたく、引き続き監査等委員である社外取締役の候補者となりました。

候補者番号 **3**



しぶむら はるこ  
**沢村 晴子**

**再任** **社外** **独立**

生年月日  
1964年12月6日  
所有する当社株式の数  
300株  
取締役会出席回数  
(14回/15回)  
監査等委員会出席回数  
(13回/14回)

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 尾崎聖治氏および渋村晴子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 尾崎聖治氏および渋村晴子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、尾崎聖治氏および渋村晴子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、新井隆氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、特約部分と合わせて、当社取締役を含む被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
6. 当社は、尾崎聖治氏および渋村晴子氏を、現在、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

(ご参考) 本株主総会終了後の各取締役のスキルマトリックス

氏名	性別	役職	スキル・経験・専門性						
			企業経営	財務・会計	法務・ リスクマネジメント	人材戦略・ サステナビリティ	営業・ マーケティング	デジタル・ 研究開発	安全・品質・生産
高田 和彦	男性	代表取締役会長	○			○	○	○	○
中村 謙	男性	代表取締役 社長執行役員	○				○	○	○
湯川 雅之	男性	取締役 常務執行役員	○		○	○	○	○	
中岡 康次	男性	取締役 執行役員		○	○	○			
黒本 和憲	男性	社外取締役	○				○	○	○
神野 秀磨	男性	社外取締役	○	○	○		○		
石塚 由紀	女性	社外取締役	○		○	○	○		
新井 隆	男性	取締役 監査等委員			○	○		○	
尾崎 聖治	男性	社外取締役 監査等委員	○		○		○		
渋村 晴子	女性	社外取締役 監査等委員			○	○			
梶山 園子	女性	社外取締役 監査等委員	○	○	○				○

以上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1-1 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、緩やかな回復が見られたものの、中東情勢や米国通商政策の影響等により依然として不透明な状況にあります。

国内建設市場につきましては、土木分野は公共投資に支えられ安定的に推移し、建築分野は高水準の企業収益を背景に底堅く推移しました。一方で、諸物価の高騰や金利上昇に伴う建設コストの増大等により工事は伸び悩み傾向が続いております。橋梁事業におきましては、発注者の予算制約等の影響により新設・保全ともに発注量が低調な厳しい事業環境となりました。

このような状況の下、当期の受注高は1,563億6千万円（前期比9億4千万円減）となりました。業績につきましては、売上高は1,438億7千万円（同154億9千万円減）、営業利益は135億円（同31億7千万円減）、経常利益は136億1千万円（同26億8千万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は86億8千万円（同41億7千万円減）となりました。

また、当社は、株式会社ビーアールホールディングスに対し株式公開買付けを実施し、2026年3月に同社を連結子会社化しました。鋼・PC専門メーカーが融合した総合橋梁エンジニアリング企業集団として、両社グループ間のシナジーを通じて事業領域の拡大および競争力の強化を実現し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

以下事業別の概況についてご報告申し上げます。なお、当連結会計年度より「エンジニアリング関連事業」に含まれていた「システム建築事業」を独立させる等、報告セグメントを変更しており、以下の前期比については、前期の数値を変更後の報告セグメントの区分に組み替えた数値で比較しております。

#### (橋梁事業)

国内橋梁事業につきましては、厳しい事業環境の中、新設橋梁の受注高は前期から減少したものの、保全工事の受注の積み上げに加えて、海外大型工事の受注により、橋梁事業全体の受注高は831億3千万円（前期比34億3千万円減）を確保しました。

業績につきましては、期末にかけて設計変更の獲得が重なり過去最高を更新した前期からの減少は避けられず、売上高は781億1千万円（同201億8千万円減）、営業利益は100億8千万円（同35億8千万円減）となりました。

#### (システム建築事業)

システム建築事業につきましては、中小規模の工場・倉庫案件を中心に建設コスト上昇等による設備投資計画の延期・見直しの動きが散見され、特に上半期の受注が伸び悩みました。一方、見積・設計依頼は堅調に推移しており、下半期には数年来の大型案件が成約に至るなど受注は回復基調となりました。この結果、通期の受注高は450億5千万円（前期比5億6千万円減）、受注面積は63万㎡（前年同期68万㎡）となり、前期実績を僅かに下回りました。

業績につきましては、安定した生産量を確保できたことにより損益が改善し、売上高は433億6千万円（同25億8千万円増）、営業利益は40億8千万円（同15億円増）となりました。

#### (エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、土木関連事業は大型案件を受注しました前期から減少したものの、建築・機械鉄構事業において超高層ビル関連などの受注が増加したため、事業全体の受注高は238億4千万円（前期比32億4千万円増）となりました。

業績につきましては、受注の増加に伴い、売上高は176億2千万円（同20億7千万円増）となりましたが、一部の不採算工事の影響により、営業利益は13億1千万円（同4億4千万円減）となりました。

#### (先端技術事業)

先端技術事業につきましては、一定の受注を確保し、受注高は43億3千万円（前期比1億9千万円減）となりました。業績につきましては、売上高は42億8千万円（同1億1千万円増）、営業利益は4億3千万円（同6千万円増）となりました。

橋梁事業の主な受注工事

区分	発注者	工事名	場所
新設	名古屋高速道路公社	栄工区改築（先行）	愛知県
保全	首都高速道路	上部工補強 1-402	東京都
保全	西日本高速道路	明神川橋他 5 橋床版取替	兵庫県
新設	近畿地方整備局	奥漕道路（3期）3号橋	三重県～ 和歌山県
新設	中日本高速道路	大須ヶ洞第二橋他 3 橋	岐阜県

橋梁事業の主な売上工事

区分	発注者	工事名	場所
保全	西日本高速道路	中国池田インターチェンジ～宝塚インターチェンジ間橋梁更新	大阪府
保全	東日本高速道路	阿能川橋床版取替	群馬県～ 新潟県
新設	中日本高速道路	養老海津高架橋	岐阜県
新設	関東地方整備局	東扇島水江町線主橋梁	神奈川県
保全	西日本高速道路	関門橋門司側径間床組連続化	福岡県

## 当期におけるセグメント別の連結売上高・受注高 (億円)

			前 期	当 期
売上高	橋梁事業	新設事業 (鋼)	719	548
		保全事業	258	228
		海外事業	4	3
		小 計	982	781
	システム建築事業		407	433
	エンジニアリング事業	土木関連事業	81	88
		建築・機械鉄構事業	73	87
		小 計	155	176
	先端技術事業	精密機器製造事業	34	35
		情報処理事業	7	7
		小 計	41	42
	その他事業	不動産事業	5	4
合 計		1,593	1,438	
受注高	橋梁事業	新設事業 (鋼)	754	418
		保全事業	112	287
		海外事業	△0	124
		小 計	865	831
	システム建築事業		456	450
	エンジニアリング事業	土木関連事業	124	107
		建築・機械鉄構事業	81	131
		小 計	205	238
	先端技術事業	精密機器製造事業	37	36
		情報処理事業	7	6
		小 計	45	43
	合 計		1,573	1,563

(注) 記載した金額については、記載桁未満を切り捨てて表示しております。

当期におけるセグメント別の連結受注残高

(億円)

			前 期	当 期
受注残高	橋梁事業	新設事業（鋼）	942	819
		新設事業（P C）	-	227
		保全事業	354	626
		海外事業	0	121
		小 計	1,297	1,794
	システム建築事業		224	241
	エンジニアリング 事業	土木関連事業	373	402
		建築・機械鉄構事業	53	109
		P C関連製品事業	-	55
		小 計	426	567
	先端技術事業	精密機器製造事業	10	11
		情報処理事業	3	4
		小 計	14	15
	合 計		1,962	2,619

(注) 1 当期の受注残高には、ビーアールホールディングスグループの当期末時点での受注残高を含めております。これに伴い、橋梁事業に「新設事業（P C）」、エンジニアリング事業に「P C 関連製品事業」を新たに追加しております。

2 記載した金額については、記載桁未満を切り捨てて表示しております。

(注) 本事業報告において、「当社グループ」とは、会社法施行規則第120条第2項に用いられる「企業集団」を意味するものとします。

## 1-2 資金調達等についての状況

### (1) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、株式会社ビーアールホールディングス株式等の買付けに要する資金に充当するために、総額250億円の借入枠を確保しております。このうち、当連結会計年度末までに191億円の借入れを実施いたしました。残りの資金につきましては、本取引の進捗にあわせて順次調達を行う予定であります。

### (2) 設備投資の状況

#### ① 当期中に完成した主要設備

橋梁事業：大阪工場 生産設備の更新

システム建築事業：千葉工場 生産設備の更新

エンジニアリング事業：鹿島工場 生産設備の更新

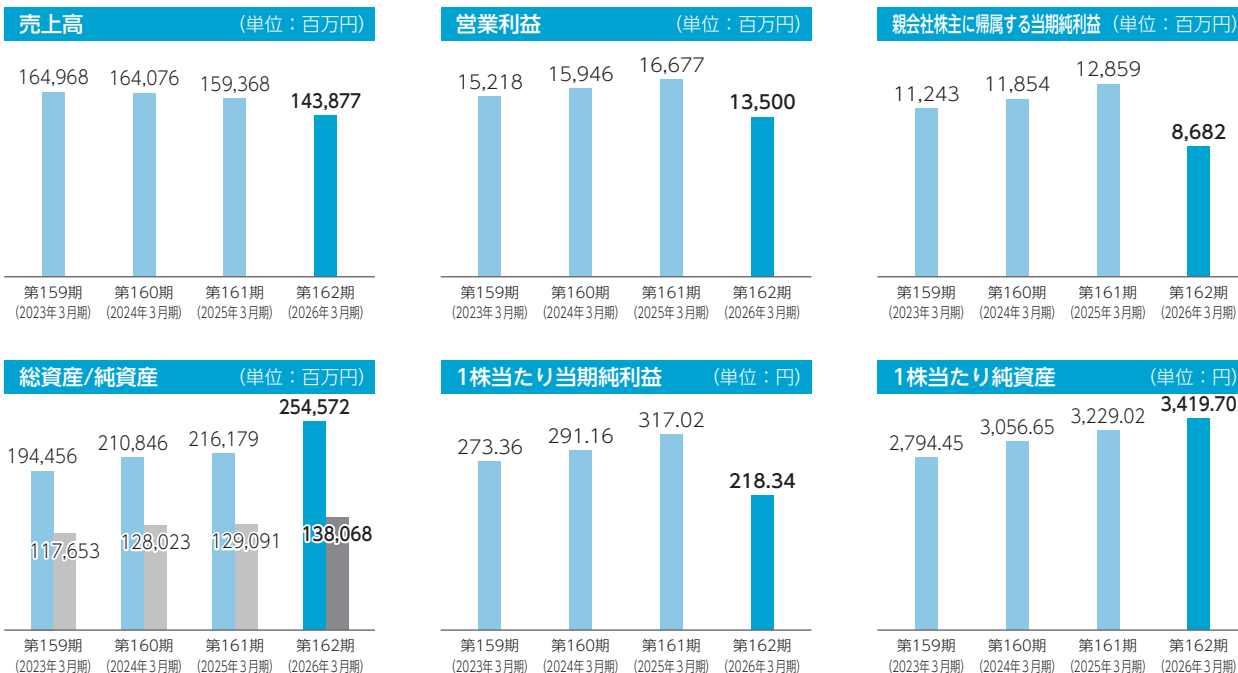
② 当期の投資総額は45億6千万円であり、自己資金にて賄っております。

## 1-3 重要な組織再編等の状況

当社は、株式会社ビーアールホールディングスの発行済株式の78.3%を公開買付により取得し、2026年3月30日をもって、同社を連結子会社といたしました。

## 1-4 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況



(単位：百万円、1株当たりは円)

区分	2022年度 (第159期)	2023年度 (第160期)	2024年度 (第161期)	2025年度 (第162期)
受注高	156,996	145,709	157,315	156,367
売上高	164,968	164,076	159,368	143,877
営業利益	15,218	15,946	16,677	13,500
経常利益	15,452	15,857	16,295	13,610
親会社株主に帰属する当期純利益	11,243	11,854	12,859	8,682
1株当たり当期純利益	273.36	291.16	317.02	218.34
総資産	194,456	210,846	216,179	254,572
純資産	117,653	128,023	129,091	138,068
1株当たり純資産	2,794.45	3,056.65	3,229.02	3,419.70

## 1-5 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、2025年度を初年度とする第7次中期経営計画（2025年度から2027年度まで）において、「成長分野へのグループ経営資源の積極投入と収益構造の強靱化」を基本方針とし、最終年度の数値目標を売上高2,000億円、営業利益185億円、1株当たり当期純利益350円といたしました。本計画における橋梁事業の領域拡大に向け、2026年3月、株式会社ビーアールホールディングスを連結子会社化いたしました。これら目標の達成に向けた主な事業戦略は以下のとおりです。

### (1) 橋梁事業

グループの収益を支える基盤事業として、当社の鋼橋技術と株式会社ビーアールホールディングスのPC技術を高度に融合させます。双方の独自の技術や知見を相互に活用し、グループ間のシナジーを最大限に発揮することで、設計から施工に至るトータルな提案力を高め、新設から保全・更新まで多岐にわたる事業領域で競争力を向上させます。また、統合による経営資源の最適配分を進め、橋梁に関するすべてのニーズに一貫して応える「総合橋梁エンジニアリング」体制を確立することで、提供価値の最大化を図ってまいります。

### (2) システム建築事業

グループの成長を牽引する事業として、トップシェアの維持・拡大を図るため、2階建て案件や冷凍冷蔵倉庫、危険物倉庫など、幅広い市場ニーズを着実に取り込んでまいります。また、国内唯一のシステム建築専用工場における材料在庫の確保により、安定供給と迅速な施工を徹底することで他社との差別化を図り、さらなる受注の拡大を目指してまいります。

### (3) エンジニアリング事業

土木関連事業では、リニア中央新幹線など、トンネルセグメントの既受注案件の生産に着実に取り組んでまいります。建築・機械鉄構事業では、都心部における超高層ビルや大型建造物の鉄骨建方工事において、主要顧客との信頼関係の深化や新規顧客の開拓を通じて、受注規模の着実な拡大に注力してまいります。

以上の取り組みを通じ、当社グループは「鋼」と「PC」の技術とリソースを融合させ、変化する市場環境に即応できる強固な事業体へと進化してまいります。そのうえで、双方が長年培ってきた「匠の技」に最新のデジタル技術を掛け合わせることで、新設から保全、さらには都市再開発といった多様なインフラ需要を確実に取り込み、グループの企業価値向上に邁進してまいります。

なお、当社グループの経営上の最大のリスクは重大事故の発生であり、工事の安全確保につきましては引き続き最重要課題として取り組んでまいります。株式会社ビーアールホールディングスのグループへの統合に伴い、稼働中の工事や携わる人員が増加することから、過去の災害事例の周知や安全意識の共有を改めて徹底するとともに、生成AIを活用した安全管理のデジタル化を推進するなど、より実効性の高い安全体制の構築に努めてまいります。

## 1-6 企業集団の主要な事業 (2026年3月31日現在)

事業	主要な製品・事業内容
橋梁事業	新設橋梁の設計・製作・現場施工 既設橋梁の維持補修工事の設計・製作・現場施工
システム建築事業	システム建築（商品名：yess建築）の設計・製作・現場施工
エンジニアリング事業	トンネル用セグメントなどの地下構造物の設計・製作 海洋・港湾構造物の設計・製作 土木構造物の設計・製作・現場施工 超高層ビル等の鉄骨建方・鍛冶工事 可動建築システム（商品名：YMA）の設計・製作・現場施工・保守 建築構造物の設計・製作・現場施工 船舶上架施設の設計・製作・現場据付・保守 水処理装置の設計・製作・現場据付・保守 コンクリート二次製品の製造・販売
先端技術事業	FPD(フラットパネルディスプレイ)・半導体製造装置向け高精度フレームの設計・製造 構造解析、情報処理、ソフトウェアの開発・販売
その他事業	不動産賃貸事業

## 1-7 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### (1) 企業集団の主要な事業所

当社	本社	東京都港区
	総合技術研究所	千葉市
株式会社横河ブリッジ	本社	千葉県船橋市
	大阪事業場	堺市
	工場	大阪工場（堺市）、いづみ工場（大阪府和泉市）、岸和田工場（大阪府岸和田市）
	営業所	札幌市、仙台市、群馬県高崎市、東京都港区、岐阜県岐阜市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、沖縄県浦添市
	機材センター	利根機材センター（茨城県古河市）、播磨機材センター（兵庫県加西市）
株式会社横河ブリッジシステム建築	本社	千葉県船橋市
	工場	千葉工場（千葉県袖ヶ浦市）、茂原工場（千葉県茂原市）
	営業所	札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、岡山市、福岡市
株式会社横河N Sエンジニアリング	本社	茨城県神栖市
	工場	鹿島工場（茨城県神栖市）
	営業所	仙台市、東京都港区、名古屋市、滋賀県大津市、大阪市、兵庫県尼崎市、広島市、福岡市
株式会社榎崎製作所	本社	北海道室蘭市
	工場	室蘭工場（北海道室蘭市）
	営業所	札幌市、仙台市、東京都港区
株式会社横河ブリッジ技術情報	本社	東京都港区
株式会社ビーアールホールディングス	本社	広島市
極東興和株式会社	本社	広島市
	支店	東京都品川区、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高知県高知市、福岡市
	工場	静岡工場（静岡県周智郡森町）、江津PC工場（島根県江津市）、大分工場（大分県大分市）
東日本コンクリート株式会社	本社	仙台市
	工場	巨理PC工場（宮城県巨理郡巨理町）
ケイ・エヌ情報システム株式会社	本社	広島市
	支店	東京都品川区
株式会社ワイ・シー・イー	本社	千葉県船橋市
	営業所	大阪市

## (2) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数
橋梁事業	1,649名
システム建築事業	466名
エンジニアリング事業	390名
先端技術事業	197名
その他	4名
全社（共通）	63名
合計	2,769名（前期末比674名増）

（注）従業員数が前期末と比べて674名増加しておりますが、その主な理由は、2026年3月30日付で株式会社ビーアールホールディングスを連結子会社化したためです。

### ②当社の従業員の状況

区分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数
合計	67名（前期末比8名増）	42歳10カ月	17年3カ月

（注）当社の従業員は、全員グループ会社からの出向者です。

## 1-8 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社横河ブリッジ	350百万円	100.0%	橋梁事業 エンジニアリング事業 先端技術事業
株式会社横河ブリッジシステム建築	450百万円	100.0%	システム建築事業
株式会社横河NSエンジニアリング	499百万円	100.0%	橋梁事業 エンジニアリング事業
株式会社榑崎製作所	350百万円	100.0%	橋梁事業 エンジニアリング事業
株式会社横河ブリッジ技術情報	300百万円	100.0%	先端技術事業
株式会社ビーアールホールディングス	4,813百万円	79.1%	子会社の経営管理
極東興和株式会社	1,600百万円	(79.1%)	橋梁事業 エンジニアリング事業
東日本コンクリート株式会社	100百万円	(79.1%)	橋梁事業 エンジニアリング事業
ケイ・エヌ情報システム株式会社	50百万円	(79.1%)	先端技術事業

- (注) 1. 2026年1月5日付で、当社の連結子会社である株式会社横河システム建築は株式会社横河ブリッジシステム建築に、株式会社横河技術情報は株式会社横河ブリッジ技術情報に、それぞれ商号を変更しております。
2. 2026年3月30日付で、当社は株式会社ビーアールホールディングスを連結子会社といたしました。これに伴い、同社が経営管理をしている極東興和株式会社、東日本コンクリート株式会社およびケイ・エヌ情報システム株式会社他2社は当社間接所有の連結子会社となりました。
3. 議決権比率の( )内は、間接所有割合です。

## 1-9 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	24,300百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,107百万円
株式会社三井住友信託銀行	3,100百万円
株式会社広島銀行	2,983百万円
株式会社七十七銀行	1,818百万円
株式会社三井住友銀行	1,600百万円

(注) 上記の他、シンジケートローンによる借入金 (総額15,000百万円) があります。

## 2 当社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 43,164,802株  
 (3) 株主数 29,030名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,386千株	13.54%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,068千株	7.71%
日本製鉄株式会社	1,987千株	4.99%
横河電機株式会社	1,676千株	4.21%
横河ブリッジホールディングス従業員持株会	982千株	2.47%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	746千株	1.87%
日本生命保険相互会社	543千株	1.36%
RE FUND 107-CLIENT AC	529千株	1.33%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	501千株	1.26%
株式会社みずほ銀行	445千株	1.12%

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,406,610株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 なお、自己株式（3,406,610株）には、「役員向け株式交付信託」が所有する当社株式（401,727株）は含めておりません。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に株式交付信託から当社役員に交付された株式の状況は以下のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	47,009株	3名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4)取締役の報酬等」に記載しております。  
 2. 上記は、退任した当社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

## (6) その他株式に関する重要な事項

### 自己株式の取得

2025年7月28日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類および数	普通株式 697,200株
取得価額の総額	1,999,924,775円
取得した期間	2025年7月29日から2026年1月27日まで

### 3 当社の会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高田和彦	取締役社長（代表取締役）	—
中村謙	取締役専務執行役員（代表取締役） 安全・品質管理全般	株式会社横河ブリッジ 代表取締役社長執行役員
宮本英典	取締役常務執行役員 財務ⅠR室・経理部担当	株式会社横河ブリッジシステム建築 代表取締役社長執行役員
湯川雅之	取締役執行役員 企画室担当	株式会社横河NSエンジニアリング 代表取締役社長執行役員
黒本和憲	取締役	株式会社小松製作所 顧問 スタンレー電気株式会社 顧問
天野玲子	取締役	株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役
神野秀磨	取締役	—
廣川亮吾	取締役（常勤監査等委員）	—
尾崎聖治	取締役（監査等委員）	応用地質株式会社 社外取締役 ハルナビバレッジ株式会社 社外監査役
渋谷晴子	取締役（監査等委員）	本間合同法律事務所 パートナー弁護士 ニチレキグループ株式会社 社外取締役 株式会社タムラ製作所 社外取締役（監査等委員） 株式会社ブロードバンドタワー 社外取締役
梶山園子	取締役（監査等委員）	日本マクドナルドホールディングス株式会社 社外監査役 伊藤忠エネクス株式会社 社外監査役 ソニーフィナンシャルグループ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役黒本和憲氏、天野玲子氏および神野秀磨氏ならびに取締役（監査等委員）尾崎聖治氏、渋谷晴子氏および梶山園子氏は、社外取締役であります。
2. 2025年6月26日開催の第161回定時株主総会終結の時をもって、取締役吉田昭仁氏および社外取締役吉川智三氏は任期満了により退任いたしました。
3. 2025年6月26日開催の第161回定時株主総会において、湯川雅之氏が取締役に、また、梶山園子氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 取締役黒本和憲氏、天野玲子氏および神野秀磨氏ならびに取締役（監査等委員）尾崎聖治氏、渋谷晴子氏および梶山園子氏は、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。

- 取締役（監査等委員）廣川亮吾氏は、長年に亘り当社の常勤監査役および常勤監査等委員を務めており、また、取締役（監査等委員）梶山園子氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために廣川亮吾氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は以下のとおりであります。

氏名	地位	担当等
小林 明	常務執行役員	情報企画室長兼基幹システム導入室長 デジタル戦略室・知的財産室担当
梶 宏 人	執行役員	株式会社榎崎製作所 代表取締役社長執行役員
生 越 寿 昭	執行役員	株式会社横河ブリッジ技術情報 代表取締役社長執行役員
高 藤 伸 治	執行役員	調達室長 グループ生産統括担当
光 田 浩	執行役員	法務部・総務人事部・不動産管理室・コンプライアンス担当
中 岡 康 次	執行役員	財務 I R 室長
春日井 俊 博	執行役員	技術総括室長 サステナビリティ担当

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款に基づき、非業務執行取締役である黒本和憲、天野玲子、神野秀磨の3氏および各監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および一部の子会社における全ての取締役および監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、特約部分と合わせて、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等を、当該保険契約により填補するものです。なお、保険料は当社および当社の子会社が全額負担しております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当社の役員が当社グループの企業理念として掲げる「社会公共への奉仕と健全経営」のもと、誠実なモノづくりを行い、良質で安全な社会インフラの整備等を通じて社会に貢献し、長期的な経営ビジョンの実現と持続的な拡大を目指すとともに、良き企業市民としての自覚を持ち、ステークホルダーの信頼を獲得すべく、わが国における近時のコーポレートガバナンス関連政策の考え方を取り入れて会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向けて、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社は、以下の報酬ガバナンスを整備したうえで、当社の役員の報酬に関する株主総会の決議内容および役員報酬制度の基本原則を含む当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿って報酬プログラムを運用し、役員の報酬等を決定しております。

#### a. 報酬ガバナンス

##### ア. 報酬等の決定方針の決定の方法

当社は、当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針について、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会の審議・答申に基づき、取締役会で決定しております。なお、当社の報酬諮問委員会は、取締役会が報酬諮問委員会の答申内容と異なる決定を行う場合、その理由の整理・発信を取締役に求めます。

##### イ. 報酬諮問委員会の役割・責務

当社の報酬諮問委員会は、報酬制度にかかる全ての判断について高い独立性と客観性を担保するため、当社の取締役会から委任を受け、個人別の報酬等の内容を決定しております。その決定にあたって、当社の報酬諮問委員会は、当社の役員報酬制度の基本原則や報酬体系、業績連動報酬の仕組み、個人別支給額等について、外部の報酬コンサルタントからの情報収集ならびに助言等も活用しつつ、役員報酬に関する近時の制度整備の状況、議論の動向、他社の制度動向等の客観的かつ必要十分な情報に基づき、適切に審議を行っております。

当社は、委任した権限が適切に行使されるために講じた措置として、報酬諮問委員会の独立性確保を前提としつつも実効的な審議を担保すべく、上記のとおり、外部の報酬コンサルタントを活用して報酬諮問委員会に必要十分な客観情報を提供することに努めております。

なお、報酬諮問委員会に対する外部の報酬コンサルタントの関与・参画状況は、報酬諮問委員会に必要に応じて同席し、実効的な審議・合意形成の側面支援を行うことに留まり、取締役会に対する答申内容にかかる妥当性の提言等は受けておりません。なお、外部の報酬コンサルタントとして、WTW（ウイリス・タワーズワトソン）を起用しております。

また、監査等委員である取締役の報酬制度については、報酬諮問委員会は助言を行うこととし、その内容を考慮した上で会社法第361条第3項の定めに従い、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

#### ウ. 報酬諮問委員会の構成・委員長の属性

当社の報酬諮問委員会の構成は、4名の委員で構成し、その過半数は独立社外取締役で構成することとしております。また、報酬諮問委員会の委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、取締役会の決議により、独立社外取締役である委員の中から選定することとしております。

### b. 報酬プログラム

#### ア. 当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要

##### (ア) 役員報酬制度の基本原則

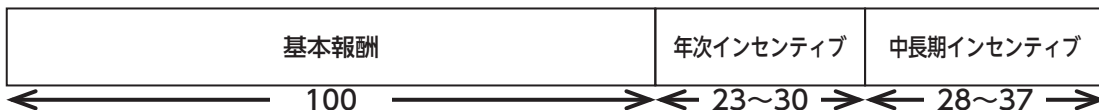
- ・当社の持続的発展と長期的な企業価値向上に貢献できる優秀な経営者人材に対して、適切に報奨することのできるものであること
- ・業績目標の達成を動機づけるとともに、中期経営計画の着実な遂行と更なる成長を後押しし、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するものであること
- ・当社の経営陣の継続的な株式保有を促し、株主の皆様との持続的な利害共有を着実に深め、長期的な信頼向上を実現できるものであること
- ・持続的な企業価値の向上や全社戦略の目標達成に向けて、経営陣が一丸となって邁進することを後押しできるものであること
- ・役員報酬制度の決定および運用にかかる判断は、客観的で透明性の高い手続を経たものとするため、独立性を確保した報酬諮問委員会の審議を経たうえで、その答申を踏まえたものとする

##### (イ) 報酬体系

当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、単年度の当社の業績に連動する年次インセンティブ報酬、3事業年度における当社の業績目標の達成度等に応じて変動する中長期インセンティブ報酬（非金銭報酬）から構成しております。

役員報酬の種類別報酬割合については、年次インセンティブ報酬の単年度標準額を役位ごとに基本報酬の23～30%程度、中長期インセンティブ報酬の単年度あたりの役位別基礎金額を基本報酬の28～37%程度とし、役位上位者の業績連動報酬および非金銭報酬の割合を高めることで経営責任の重さを役位ごとの報酬構成割合に反映しております。

※ご参考：業務執行取締役の報酬等の種類別報酬割合のイメージ



かかる割合の決定に際しては、外部の報酬コンサルタントが運営する「経営者報酬データベース」に基づき、当社の事業規模に類似する企業を同輩企業として報酬ベンチマークを毎年行い、報酬水準を含め、その妥当性を検証しております。

また、非業務執行取締役（監査等委員を除く）および監査等委員である取締役の報酬は、役割に鑑み基本報酬のみとしております。

なお、基本報酬は月次で支給しており、年次インセンティブ報酬および中長期インセンティブ報酬（後述の「固定ポイント」）は毎年一定の時期に対象者に支給またはポイントを付与しております。

(ウ) 株式保有ガイドライン

「人」と「技術」を両輪とした成長戦略の加速と社会課題の解決への貢献を通じ、すべてのステークホルダーとの持続的な価値共有を図るため、当社の会長・社長は当該役位就任後5年以内に、潜在的保有株式（中長期インセンティブ報酬を通じて付与されたポイント）を含めて、年間基本報酬と同額に相当する基準保有価値を目指し、基準到達以降は最低限、基準以上の継続保有を義務付けることとしております。

(エ) マルス条項

当社の業務執行取締役を対象とする役員報酬制度が過度なリスクテイクを促すようなインセンティブ報酬となることを抑制し、役員報酬制度の健全性を確保することを目的に、会計上の重大な修正再表示や著しい業績の悪化、不祥事および大規模災害・大規模事故の発生、非違行為等の一定の事由が生じた場合、報酬諮問委員会の審議を経た取締役会の判断により、株式交付前の中長期インセンティブ報酬の全部または一部を没収するマルス条項を定めております。本条項の適用対象は2023年度以降に付与された株式交付信託とします。

イ. 年次・中長期インセンティブ報酬（業績連動報酬および非金銭報酬）の仕組み

(ア) 年次インセンティブ報酬（2025年度）

単年度の当社の業績に連動する年次インセンティブ報酬の業績評価指標（KPI）は企業活動の本業

の成果を表す連結営業利益と企業活動の源泉である連結売上高としており、いずれも支給額の合理性をわかりやすく説明できることを選定理由としております。両KPIの評価ウエイトは全役員一律で連結営業利益：連結売上高=60：40としております。

業績評価にあたっては、期初に報酬諮問委員会における妥当性の審議・検証を経て取締役会が定めた各KPIの業績目標値に対する達成度に応じて算出される支給率に基づき、報酬諮問委員会が支給額の算定および評価を行い、決定します。年次インセンティブ報酬の支給額は、役員ごとに定める単年度標準額に支給率を乗じて算定することを原則としますが、連結売上高の業績評価には第7次中期経営計画の着実な遂行を前提とした「成長性」も加味します。なお、各KPIと連動する部分は、0～150%の範囲で独立変動します。ただし、当社の報酬諮問委員会は、支給額の算定および評価を行うにあたり、業績目標値設定時点においては予見不能であった事象等により、業績数値が大きな影響を受けたか否かの協議を行い、必要に応じて支給率の定性調整を行うことがあります。

#### (イ) 中長期インセンティブ報酬（2025～2027年度）

中長期インセンティブ報酬は、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで当社の中長期的な企業価値向上を目指すべく、業績連動部分と非業績連動部分を定めております。業績連動部分のKPIは当社の企業理念「社会公共への奉仕と健全経営」の実現に向けた社会貢献と企業価値創造の巧拙に対する直接的な評価が表れる指標であることを選定理由として当社TSRの対配当込みTOPIX成長率\*としております。また、評価期間は連続する3事業年度とし、2025年度の役員報酬制度においては2025年度から2027年度が評価期間となります。なお、業績連動部分は役員ごとに定める中長期インセンティブ報酬の標準額のうち概ね2割程度であります。

業績評価部分の業績評価にあたっては、評価期間の開始時点で報酬諮問委員会における妥当性の審議・検証を経て取締役会が定めたKPIにかかる業績目標値に対する達成度等に応じて0～200%の範囲で変動する株式付与率に基づき、業績連動部分にかかるポイントを「変動ポイント」として算定し、マルス条項等を考慮のうえ、報酬諮問委員会が決定した内容を評価期間終了後に到来するポイント付与日に付与します。また、非業績連動部分にかかるポイントを「固定ポイント」として、在任年度ごとに付与します。

なお、付与されるポイントは原則、当社株式交付規程に定めた役員別基礎金額を信託内の当社株式取得単価等で除して算定し、退任時に累積ポイントに応じた当社株式（1ポイント＝当社株式1株）を交付します。算出される当社株式の数のうち、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で、合理的に見積もられる数の当社株式の交付に代えて当該株式数の時価相当額の金銭を交付します。

## \* 当社 T S R の対配当込み T O P I X 成長率の算定方法

当社 T S R の対配当込み T O P I X 成長率 (%)

$$= \text{当社 T S R (\%)} (\ast 1) \div \text{配当込み T O P I X 成長率 (\%)} (\ast 2)$$

(1%未満の端数が生じる場合、小数第1位を四捨五入)

## ※1 当社 T S R (%) = (B + C) ÷ A (1%未満の端数が生じる場合、小数第1位を四捨五入)

A : 2025年5月各日の東京証券取引所(プライム市場)における会社株式の終値平均値

(1円未満切り捨て)

B : 2028年5月各日の東京証券取引所(プライム市場)における会社株式の終値平均値

(1円未満切り捨て)

C : 2025年度の期首から2027年度の期末までの間における会社株式1株当たりの配当金の総額値

## ※2 配当込み T O P I X 成長率 (%) = E ÷ D (1%未満の端数が生じる場合、小数第1位を四捨五入)

D : 2025年5月各日の東京証券取引所(プライム市場)における配当込み T O P I X の終値平均値

(1円未満切り捨て)

E : 2028年5月各日の東京証券取引所(プライム市場)における配当込み T O P I X の終値平均値

(1円未満切り捨て)

## ②報酬実績と業績との関連性

### a. 取締役の報酬等の総額

区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	年次インセンティブ 報酬	中長期インセン ティブ報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 (4名)	176百万円 (34百万円)	42百万円 (-)	46百万円 (-)	265百万円 (34百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	52百万円 (29百万円)	- (-)	- (-)	52百万円 (29百万円)
合計 （うち社外役員）	13名 (7名)	228百万円 (64百万円)	42百万円 (-)	46百万円 (-)	317百万円 (64百万円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は7名（うち社外取締役は3名）、取締役（監査等委員）は4名（うち社外監査等委員は3名）であります。上記の取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）の支給人員と相違しておりますのは、2025年6月26日開催の第161回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）が含まれているためであります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の限度額は、2024年6月26日開催の第160回定時株主総会において年額350百万円（うち社外取締役の限度額は年額50百万円）と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（うち社外取締役4名）です。また、当該定時株主総会において、上記の基本報酬の限度額に加え、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の年次インセンティブ報酬の限度額は年額135百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の員数は4名です。
3. 上記2とは別枠で、2024年6月26日開催の第160回定時株主総会において、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の中長期インセンティブ報酬において当社が提出する金員の上限を3年間で240百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の員数は4名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第160回定時株主総会において年額100百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

### b. 当事業年度の業績連動報酬にかかる指標（KPI）の目標および実績

（年次インセンティブ報酬）

当事業年度におけるKPIの目標値は、連結営業利益120億円、連結売上高1,620億円であり、その実績は連結営業利益135億円、連結売上高1,438億円となりました。

### c. 当該事業年度にかかる取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の取締役会は、報酬制度にかかる全ての判断について高い独立性と客観性を担保するため、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定を報酬諮問委員会に委任しました。なお、当社は、委任した権限が適切に行使されるために講じた措置として、報酬諮問委員会の独立性を確保しつつも実効的な審議を担保すべく、外部の報酬コンサルタントを活用して報酬諮問委員会に必要十分な客観情報を提供すること

に努めました。取締役会から委任を受けた報酬諮問委員会の構成は以下のとおりです。

(2026年3月31日現在)

氏名	地位及び担当
委員長 黒本和憲	取締役
高田和彦	取締役社長（代表取締役）
天野玲子	取締役
神野秀磨	取締役

(注) 黒本和憲氏、天野玲子氏および神野秀磨氏は、社外取締役であります。

当事業年度にかかる取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたり、当社の報酬諮問委員会は、以下に記載する活動を通じて審議内容の十分性を担保しております。そのうえで、当社の取締役会は、当事業年度にかかる取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容を適切に決定した旨の報告を報酬諮問委員会から受け、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断いたしました。

当事業年度にかかる取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の決定過程における報酬諮問委員会の主な審議事項は以下のとおりです。

(2025年5月14日開催 報酬諮問委員会)

- ・ 2024年度年次賞与の業績評価および支給額の決定
- ・ 報酬開示内容の確認

(2025年6月16日開催 報酬諮問委員会)

- ・ 2025年度年次賞与インセンティブカーブの決定
- ・ 2025年度LTIインセンティブカーブの決定
- ・ 2025年度報酬パッケージの決定

(2025年11月25日開催 報酬諮問委員会)

- ・ 経営者報酬を取り巻く最新情報の確認
- ・ 現行報酬テーブルの確認と一部報酬改定
- ・ 課題・論点の整理

(2026年2月24日開催 報酬諮問委員会)

- ・ 2026年度役員個別報酬額の確認

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

なお、各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名		出席・発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	黒本 和憲	当事業年度中に開催の取締役会15回のうち15回に出席しており、豊富なビジネス経験および技術に関する幅広い見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言および取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	天野 玲子	当事業年度中に開催の取締役会15回のうち15回に出席しており、豊富なビジネス経験および技術に関する幅広い見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言および取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	神野 秀磨	当事業年度中に開催の取締役会15回のうち15回に出席しており、豊富なビジネス経験および幅広い見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言および取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	尾崎 聖治	当事業年度において開催された取締役会15回のうち15回に出席しており、経営全般に関する幅広い見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言および取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査等委員会14回のうち14回に出席しており、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	渋村 晴子	当事業年度において開催された取締役会15回のうち14回に出席しており、弁護士としての専門的見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言および取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査等委員会14回のうち13回に出席しており、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	梶山 園子	2025年6月26日就任以降に開催された取締役会12回のうち12回に出席しており、公認会計士としての専門的見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言および取締役の職務の執行の監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席しており、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 名称 協和監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	100百万円

- (注) 1. 当社の子会社の株式会社横河ブリッジにつきましても、協和監査法人が会計監査人となっております。  
また、当社の子会社のうち、株式会社ビーアールホールディングスおよび極東興和株式会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠などを確認し審議した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行いました。

### (4) 非監査業務の内容

当社および子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、合意された手続き業務等について対価を支払っております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事項に該当し、解任が相当と認められる場合、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会社法第337条第3項に定める欠格事項に該当するなど当社の会計監査人としての資格・資質が欠如する場合や、業務執行状況のほか諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
<b>流動資産</b>	<b>175,624</b>
現金預金	44,492
受取手形及び完成工事未収入金等	119,893
棚卸資産	5,209
その他	6,036
貸倒引当金	△8
<b>固定資産</b>	<b>78,947</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>44,635</b>
建物及び構築物	17,267
機械装置及び運搬具	8,484
土地	17,194
建設仮勘定	450
その他	1,238
<b>無形固定資産</b>	<b>10,582</b>
ソフトウェア	4,644
のれん	5,867
その他	71
<b>投資その他の資産</b>	<b>23,729</b>
投資有価証券	15,865
関係会社株式	655
繰延税金資産	6,583
その他	625
<b>資産合計</b>	<b>254,572</b>

負債の部	
<b>流動負債</b>	<b>88,052</b>
支払手形及び工事未払金等	18,264
短期借入金	27,100
1年内償還予定の社債	1,000
1年内返済予定の長期借入金	18,060
未払法人税等	3,206
未成工事受入金	7,430
工事損失引当金	5,119
賞与引当金	2,703
その他の引当金	468
その他	4,698
<b>固定負債</b>	<b>28,450</b>
長期借入金	12,915
繰延税金負債	2,910
再評価に係る繰延税金負債	72
株式報酬引当金	516
退職給付に係る負債	11,336
その他の引当金	16
その他	682
<b>負債合計</b>	<b>116,503</b>
純資産の部	
<b>株主資本</b>	<b>127,082</b>
資本金	9,435
資本剰余金	9,910
利益剰余金	115,139
自己株式	△7,403
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>7,504</b>
その他有価証券評価差額金	7,347
土地再評価差額金	157
<b>非支配株主持分</b>	<b>3,481</b>
<b>純資産合計</b>	<b>138,068</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>254,572</b>

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		143,877
売上原価		117,770
<b>売上総利益</b>		<b>26,107</b>
販売費及び一般管理費		12,606
<b>営業利益</b>		<b>13,500</b>
<b>営業外収益</b>		<b>731</b>
受取利息・配当金	374	
受取保険金及び配当金	59	
持分法による投資利益	32	
受取補償金	96	
為替差益	94	
その他	72	
<b>営業外費用</b>		<b>621</b>
支払利息	399	
コミットメントフィー	81	
シンジケートローン手数料	3	
団体定期保険料	73	
前受金保証料	36	
その他	28	
<b>経常利益</b>		<b>13,610</b>
<b>特別利益</b>		<b>1</b>
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	0	
<b>特別損失</b>		<b>671</b>
固定資産処分損	222	
投資有価証券売却損	21	
買収関連費用	426	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>12,940</b>
法人税、住民税及び事業税		4,575
法人税等調整額		△316
<b>当期純利益</b>		<b>8,682</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>8,682</b>



## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		8,456
売上原価		1,002
<b>売上総利益</b>		<b>7,454</b>
販売費及び一般管理費		3,326
<b>営業利益</b>		<b>4,127</b>
<b>営業外収益</b>		<b>729</b>
受取利息・配当金	696	
その他	32	
<b>営業外費用</b>		<b>505</b>
支払利息	382	
社債利息	17	
コミットメントフィー	81	
シンジケートローン手数料	3	
その他	21	
<b>経常利益</b>		<b>4,351</b>
<b>特別損失</b>		<b>225</b>
固定資産処分損	0	
投資有価証券売却損	21	
買収関連費用	203	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>4,126</b>
法人税、住民税及び事業税		5
法人税等調整額		△170
<b>当期純利益</b>		<b>4,291</b>

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 横河ブリッジホールディングス  
取締役会 御中

協和監査法人  
東京都千代田区  
代表社員 公認会計士 高山昌茂  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 坂本雄毅  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社横河ブリッジホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横河ブリッジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 横河ブリッジホールディングス  
取締役会 御中

協和監査法人  
東京都千代田区

代表社員	公認会計士	高山昌茂
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	坂本雄毅
業務執行社員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社横河ブリッジホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第162期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果については以下のとおり報告します。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門である監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するなど監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠して、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、協和監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社横河ブリッジホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 廣 川 亮 吾 印

監査等委員 尾 崎 聖 治 印

監査等委員 渋 村 晴 子 印

監査等委員 梶 山 園 子 印

(注) 監査等委員尾崎聖治、渋村晴子及び梶山園子は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

場所 東京都港区芝浦四丁目4番44号 横河ビル 7階大会議室



## 最寄駅

JR田町駅 芝浦口（東口）より徒歩約10分  
都営地下鉄三田駅 A4出口より徒歩約10分

・駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮  
くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。